

第6章 景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用許可の基準

(法第8条第2項第4号口関係)

6-1 景観重要公共施設の整備に関する事項

(1) 景観重要公共施設の指定の方針

景観重要公共施設は、次のいずれかに該当する公共施設とします。

- ① 整備を行うことにより、本市の景観形成に多大な影響を与えられ考えられるもの。
- ② 整備が終了またはおおむね終了しており、保全や改修などに本市の景観形成上、特殊な配慮が必要なもの

(2) 施設別の整備方針

景観重要公共施設に位置づける公共施設と、施設ごとの整備に関する方針は以下のとおりです。

	対象となる公共施設	区域	景観重要公共施設の整備方針 (大規模な修繕を含む。)
河川	日野川・穴田川 その他一級河川 ※ 鯖江市の一級河川： 日野川・石田川・吉野瀬川・ 浅水川・黒津川・穴田川・ 鞍谷川・河和田川・血ノ川・ 天神川	全川	・河川改修にあたっては、周辺の景観の保全や調和に配慮するとともに、生態系の保全に配慮する。 ・河川敷内の植生等は適切に管理し、景観の保全を図る。 ・市民に親しまれる清水のある景観を積極的に保全、活用する。
公園	西山公園	全体	・公園施設は鯖江市のシンボルとしての魅力の向上を図るとともに、自然環境の保全と自然景観に配慮したものとする。
	大谷公園	全体	・公園施設は自然環境の保全と自然景観に配慮したものとするとともに、実のなる公園としての魅力の向上を図る。
	中山公園	全体	・公園施設は越前漆器で有名な河和田地区にある自然環境に恵まれた公園としての魅力の向上を図る。

6-2 占用許可の基準

景観重要公共施設として指定された公共施設において、公衆電話や電柱、広告塔、バス停留所、電力機器、上下水道管その他占用物件を設置する際には、当該景観重要公共施設の整備方針に適合するデザインとします。

具体的には、当該公共施設の管理者や景観審議会等の意見を聴きながら、地域の景観特性に応じた許可基準を個別に定めるものとします。

